

障害のある方の安定的な雇用、職場定着を支援します！

令和元年度

京都府障害者定着支援事業のご案内

補助対象経費

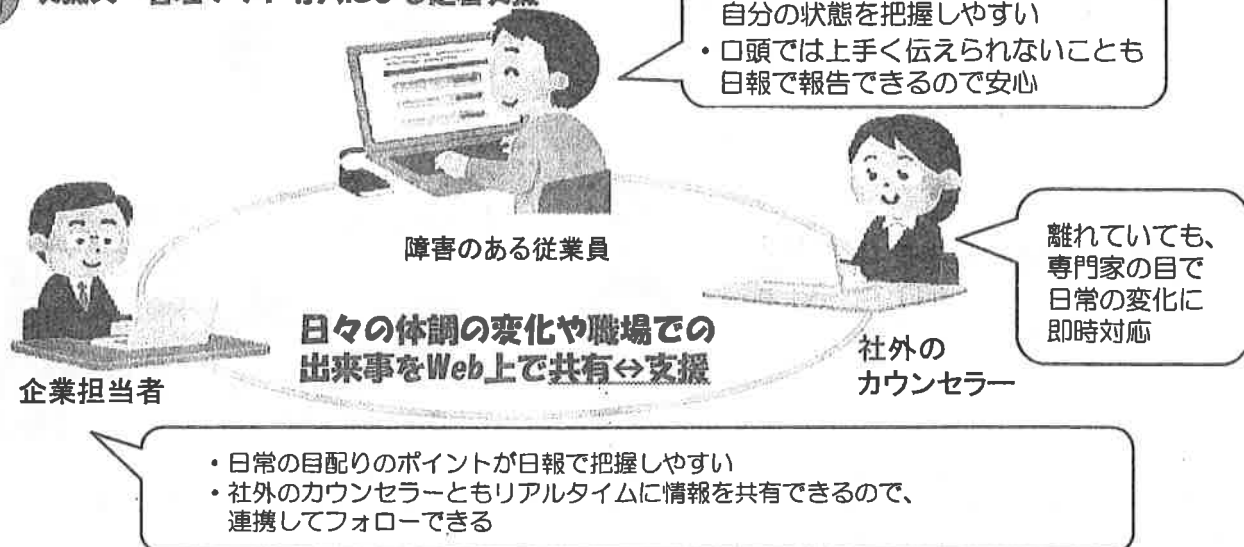
補助上限100万円！

★障害者を**常時雇用**する上で必要となる、**定着支援**に要する経費*

（加算や手話通訳士等外部支援員の派遣費、雇用管理システム利用費、音声言語化システム利用費など）

*社内に導入しようと思われる定着支援の内容をまずご相談ください。

例 支援員・管理ソフト導入による定着支援



補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、**「合理的配慮」**を提供するために必要な定着支援事業を令和2年3月31日までに完了させる予定の事業主
※これから実施するものが対象です。

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.2%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数91人の事業主：(91×2.2%=2.0→2人) 2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主
// 90人 // : (90×2.2%=1.98→1人) 1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

- (ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合
⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること
- (イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合
⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限・補助率

★補助上限：100万円

★補助率：補助対象経費の30%（常時雇用労働者数が1,000人以上の事業主は15%）

※国等の助成金等を受けたものは除きます。また、年度内に支払った分のみが対象となります。

申請期間

★令和2年2月3日（月）まで

※ただし、京都府の予算の範囲内での交付となります。

申請を予定されている方は必ず事前相談の上、お早めに申請してください。

（お問い合わせ先）

京都府商工労働観光部人材確保推進室 TEL：075-682-8918